

カナダの地上放送事業者支援制度「地域番組改善基金」について

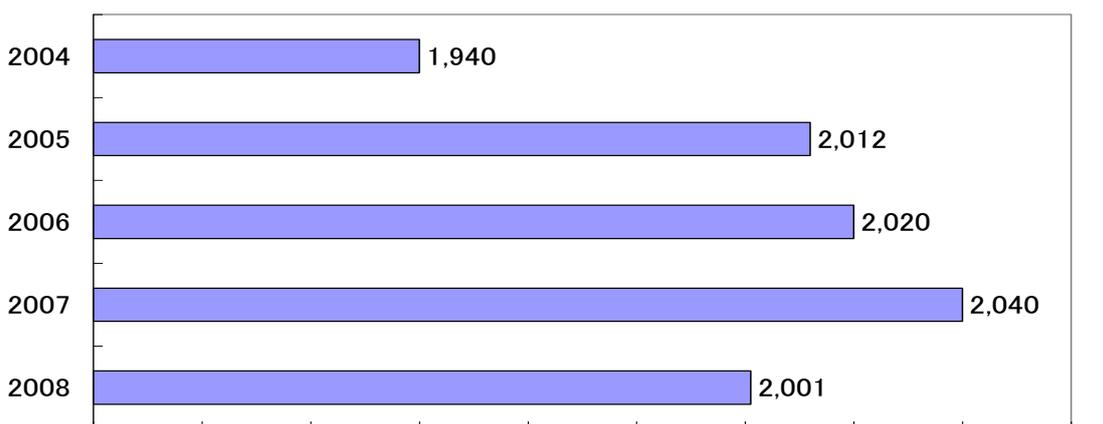
(財) マルチメディア振興センター 情報通信研究部 研究員

坂本 博史

現在、カナダでは地上放送事業者の経営環境が悪化している。全国の地上放送事業者の広告収入は2007年度の約20億4,000万C\$ (1,744億円) から、2008年度では約20億100万C\$と約3,900万C\$の減少に転じ、2005年度の水準以下に市場規模が落ち込んでいる(表1) CRTC (カナダラジオテレビ電気通信委員会) は2008年10月に地上放送事業者の経営環境の悪化に対する措置として、人口100万人以下の小規模市場で事業を行う地上放送事業者に対する支援制度「地域番組改善基金 (Local Programming Improvement Fund)」を創設した。同基金は2009年7月の改訂を経てCATV及び衛星放送といった有料放送事業者に対し放送事業収入の1.5%を同基金に寄付することを暫定的に義務付けるもので、同基金の総額は2009-2010年度には1億C\$に及ぶと推測される。

グローバル、CTV及びCBC等の地上放送事業者は2009年10月に有料放送事業者に対し地上放送番組の配信に関する補償を請求するために同基金が必要であると視聴者に訴えるキャンペーン「Local TV Matters」を開始した。カナダでは文化保護政策として放送番組編成における国内制作番組の比率が定められており、すべての放送事業者は1日の放送時間を通して平均60%以上の国内制作番組の放送が義務付けられている。しかし、有料放送事業者は米国制作の番組購入に3億C\$以上の支出をしている一方、国内番組の制作を義務付

表1 地上放送事業者の広告収入の推移(2004-08年度)



出所: CRTC Communications Monitoring Report 2009

けられていない。このことは彼らが公的義務を負担せずに、より優位な番組編成を実施することが可能であることを示しており、地上放送事業者は有料、地上放送事業者の双方において公平に制作費用を負担するべきだと主張している。

CTV が同キャンペーンの一環として、2009年10月に実施した調査によればカナダの視

聴者全体の 69.7%が、地上放送事業者が有料放送事業者から受信料の一部を徴収することを「好ましい」と回答している。中でも、島嶼群により構成される大西洋沿岸部、広大な農作地帯を抱える中部地域、フランス語コミュニティを有するケベック州、つまり有料放送の視聴環境が制約されると考えられる地域で 70%以上の視聴者が「好ましい」と回答していることは彼らの主張が支持を得ていることを示している（表 2）。

表2 地域番組改善基金への地域別選好度

単位:%	回答数	好ましい	好ましくない	無回答
全国	838	69.7	22.2	8.1
大西洋沿岸部	90	72.5	20.7	6.8
ケベック州	206	71.0	25.0	4.1
オンタリオ州	259	67.3	21.7	11.0
中部地域	174	70.7	21.7	7.6
ブリティッシュ・コロンビア州	109	69.3	20.3	10.4

出所: CTV “STAT SHEET – 200910 NATIONAL OMNIBUS – LOCAL TV MATTERS”

しかし、ロジャース、BCE（ベル・カナダ・エンタープライズ）、テラスといった大手有料放送事業者は、同基金によって放送産業内で所得移転を実施することは、結果的に高コストかつ無益な措置になると批判している。彼らは、この基金は地域の放送番組を保護するという公共目的を装っているものの、実際には地上放送事業者のための補助金でしかないと主張している。

この数十年間、有料放送事業者は地上放送事業者が製作した番組を無料で受信・配信

してきた。両者の関係は地上放送事業者の広告収入が十分であり、また有料放送事業者が自国制作の番組を放送することを義務付ける規制が存在するからこそ成立していた。しかし、地上放送事業者の広告収入は、放送のデジタル化による多チャンネル化、インターネット広告の拡大等により減少しており、既存のビジネスモデルは形骸化しつつある。

有料放送事業者は彼らの収益の一部が地上放送事業者に還元されたとしても、それが視聴者のメディア選好の趨勢を変化させるものではない以上、地上放送事業者の経営改善に直接貢献するかどうかは甚だ疑わしいと主張している。

ⁱ 1C\$ = 85.47 円（2009 年 11 月 13 日付）。以下同様。

追記：

本稿は以下の同標題の拙稿よりの抜粋である。

－『情報通信ジャーナル』12月号、2009年、財団法人電気通信振興会。

2010年11月現在、上述した地上放送事業者と有料放送事業者の対立は、有料放送事業者による地上放送事業者の買収という局面に移行している。CRTCは2010年9月にBCEによるCTVの完全買収等を承認し、地上放送事業者を含めた総合通信コングロマリットを容認する制度設計について検討を開始している。しかし、公共放送CBCやローカル放送事業者はこの趨勢に同調することが不可能あるいは困難であり、同基金の制度としての妥当性については、引き続き検討が必要とされている。